



# お客様相談室便り

2013年11月号

# 消費税率 取扱いの注意点

## 第一弹

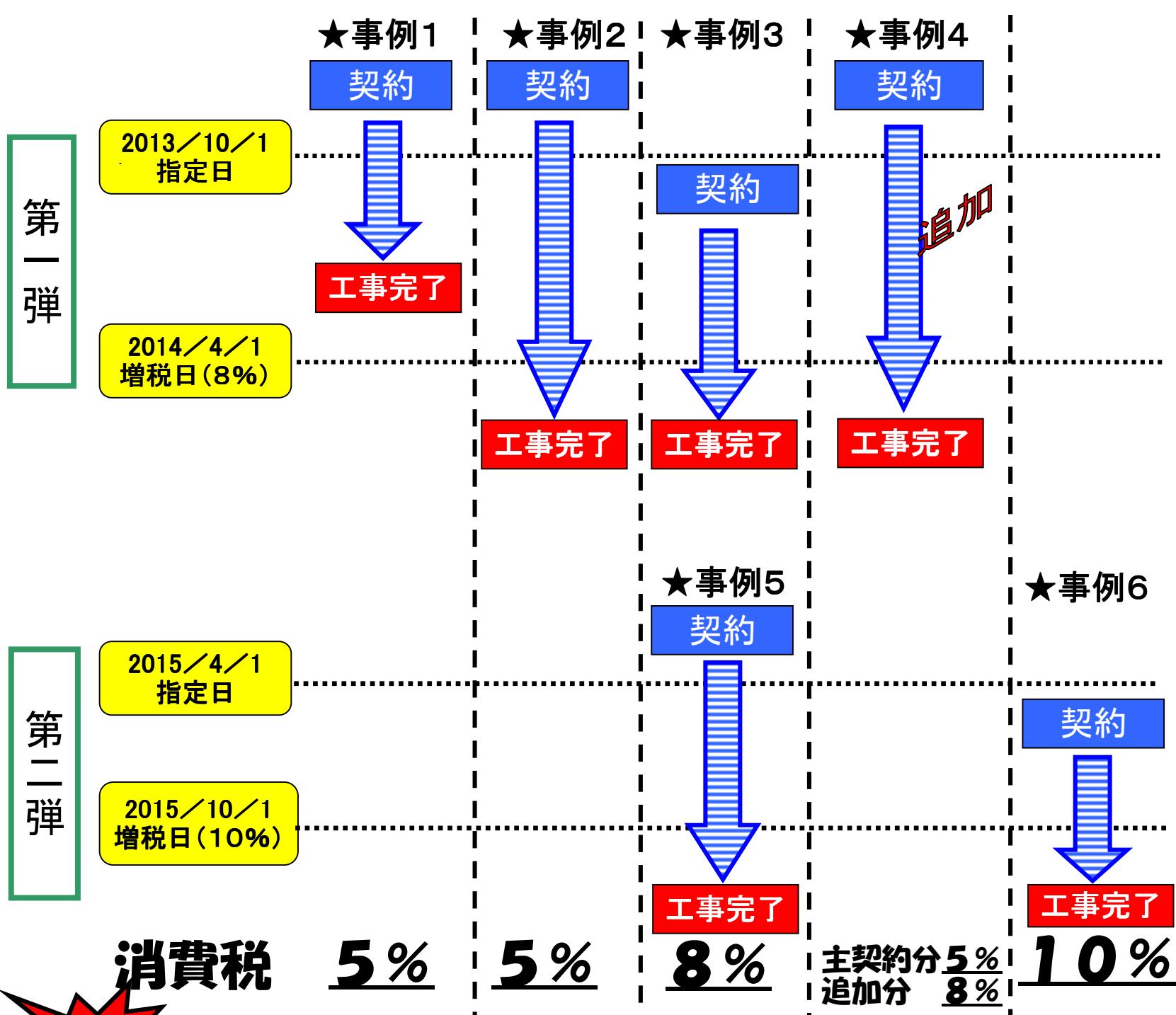
# 2014年4月1日より 8%へ

第二彈

**2015年10月1日より10%へ**



新税率施行日の半年前を【指定日】とする



注意

2014. 4. 1以降の引渡で2014. 3. 31までに受け取る前受金の税率は??

引渡時に新税率が適用されるため前受金を含めた契約金額全体に新税率  
**8%**が掛かります。(但し指定日前の契約であれば**5%**)



◆増税前の駆け込み需要によって商品の遅れや工事の予定が取れないという事態も予想されます。お客様にご迷惑を掛けないよう早目の準備をしましょう。